

愛知県建築物環境配慮指針

第1 趣旨

この指針は、県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下「条例」という。）第72条第1項の規定に基づき、建築物の新築、増築又は改築をしようとする者（以下「建築主」という。）が建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置を講ずるに当たって配慮すべき事項及び当該措置の評価の方法に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置を講ずるに当たって配慮すべき事項

建築主は、建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置を講ずるに当たって配慮すべき事項は、次のとおりとする。

1 エネルギー使用の合理化に関する事項

- (1) 建築物の熱負荷抑制
- (2) 自然エネルギーの利用
- (3) 設備システムの高効率化
- (4) 効率的運用

2 資源の適正な利用に関する事項

- (1) 水資源の保護
- (2) 非再生性資源の使用量の削減
- (3) 汚染物質含有材料の使用の回避

3 敷地外環境への配慮に関する事項

- (1) 地球温暖化への配慮
- (2) 地域環境への配慮
- (3) 周辺環境への配慮

4 室内環境の向上に関する事項

- (1) 音環境の向上
- (2) 温熱環境の向上
- (3) 光・視環境の向上
- (4) 空気質環境の向上

5 サービス性能の向上

- (1) 機能性の向上
- (2) 耐用性・信頼性の確保
- (3) 対応性・更新性の確保

6 室外環境（敷地内）の保全・向上への配慮

- (1) 生物環境の保全と創出
- (2) まちなみ・景観への配慮
- (3) 地域性・アメニティへの配慮

第3 建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置の評価の方法

1 評価の方法

建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置の評価は、建築物の用途及び建築行為の種類に応じて知事が別に定める愛知県建築物総合環境性能評価システムを用いて行うものとする。

2 評価の目標値等

前項の評価によって得られる建築物環境効率（B E E 値）の目標値は、1.0以上1.5未満（B＋ランク）を標準値とし、1.5以上（Aランク以上）を推奨値とする。

【告示】

- 平成21年愛知県告示第227号（平成21年3月27日）

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）第75条の2第1項の規定に基づき、愛知県建築物環境配慮指針を次のように定める。

- 平成31年愛知県告示第89号（平成31年3月1日）

平成21年愛知県告示第227号（愛知県建築物環境配慮指針）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。